

市長日誌



3月1日～15日

1日	地域医療の充実にかかる覚書の調印式(成田市・国際医療福祉大学・印旛市郡医師会・成田市医師会)
3日	いきいきフェスティバル 空港対策特別委員会
6日	成田用水土地改良区総代会 教育民生常任委員会
7日	新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会 経済環境常任委員会
8日	建設水道常任委員会
9日	総務常任委員会
10日	生涯大学院卒業式・修了式
11日	全国災害物故者総供養会 在宅医療講演会
12日	予算特別委員会(～14日) 成田中学校卒業式
13日	根木名川土地改良区総代会 成田空港に関する四者協議会
15日	大栄幼稚園卒園式 ふれあいるーむ21修了の会



関係者らと共に(1日)

合併処理浄化槽 設置費補助金を増額

合併処理浄化槽は、し尿や台所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。市では、合併処理浄化槽の設置費と維持管理に補助金を交付しています。

4月から、次の通り設置費補助金が増額となりました。

○単独処理浄化槽・くみ取り便所を完全に撤去し、合併処理浄化槽へ転換する場合：これまでの撤去工事費用に加え、配管工事費部分に対し10万円を限度として増額

○印旛沿流域において、高度処理型合併処理浄化槽(T・N・10)放流水の総窒素濃度の日間平均値が1リットル当たり10ミリグラム以下の機能を有する合併処理

浄化槽)を設置する場合：これまでの補助金に加え、20万円増額
※くわしくは環境衛生課(☎20・1531 ホームページ<http://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page119600.html>)へ。

子ども会のバス利用

活用してください

市内の子ども会は社会教育施設の見学や体験活動などを行う際に、市の委託バスを利用することができます。

利用目的が教育活動にそぐわない場合や予定台数に達した場合は、利用できません。

申込方法▶利用日の前々月の25日(土・日曜日、祝日の場合はそ

の前の平日)までに生涯学習課(☎20・15303)へ
※くわしくは同課へ。

ハローワーク成田

仕事探し・ 従業員募集の相談を

ハローワーク成田は2つの庁舎に分かれて業務を行っています。

各庁舎で取り扱う内容が異なりますので注意してください。
からべ庁舎(旧本庁舎)
所在地▶加良部3・4・2

取り扱い内容

- 学生・障がいのある人・外国人の職業相談・職業訓練の手続き
- 障がいのある人・外国人の雇用保険失業給付の手続き
- 事業所向け助成金・雇用保険加入の手続き
- 求人申し込みの手続き

駅前庁舎

所在地▶花崎町828・11スカイタウン成田3階

取り扱い内容

- 学生・障がいのある人・外国人以外の職業相談・職業訓練の手続き
 - 障がいのある人・外国人以外の雇用保険失業給付の手続き
 - 教育訓練給付の手続き
- ※くわしくはハローワーク成田からべ庁舎(☎27・8609)、駅前庁舎(☎89・1700)へ。

春の全国交通安全運動

思いやりのある運転を

4月6日(金)～15日(日)は春の全国交通安全運動期間です。思いやりを持った運転を心掛けましょう。重点目標は次の通りです。

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保
 - 高齢運転者の交通事故防止
 - 自転車の安全利用の推進
 - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 飲酒運転の根絶
- ※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

経営所得安定対策

水田・畑作農家の 皆さんへ

市では、経営所得安定対策の申請を受け付けています。申請書は各農家に直接送付します。

申込期限▶6月29日(金)

申込場所▶農政課(市役所4階)、下総・大栄支所、成田市農協各支所、かとり農協各経済センター

※くわしくは、制度については農林水産省ホームページ(<http://www.natf.go.jp/>)、申請書の提出については農政課(☎20・1541)へ。



なりの景観資産

新たに6カ所を登録

市では、市民の皆さんから推薦を募り、成田らしさを感じられ、良好な景観を望むことができる場所を「なりの景観資産」として登録しています。平成29年度に登録された場所は次の通りです。

- 中台運動公園の景観
 - 成宗電車第一・第二トンネルの景観
 - 坂田ヶ池総合公園の景観
 - 後谷津公園の景観
 - 浅間池と森林の景観
 - 楽満寺境内の景観
- お気に入りの場所を募集中**
- 市内で素晴らしい景観を望むこ



中里にある楽満寺

とができる場所があったら、ぜひ推薦してください。

※くわしくは公園緑地課 ☎20・1592 ホームページ <http://www.city.narita.chiba.jp/en/vironment/index0656.html> へ。

土砂による土地の埋め立て 残土条例が適用されます

市では、土砂の搬入による埋め立て行為などを規制する「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定めています。

500平方メートル以上の埋め立てなどを行う場合は、条例に定める手続きが必要です。また、安全基準に適合しない土砂は、面積を問わず利用できません。

※くわしくは環境対策課 ☎20・1532 へ。

水道・下水道 使用開始・中止は早めに連絡を

水道・下水道の使用開始・中止、名義変更、口座振替の申し込みは、ヴェオリア・ジエネット(株)成田営業所 ☎22・8880 へ連絡して

行ってください。

同社ホームページでも使用開始・中止の申し込みができます。ホームページ ☎ <http://www.jenets.jp/cs/index.cgi?area=06> 携帯サイト <http://www.jenets.jp/mobile/index.cgi?area=06>



ニュータウン地区は豊宮水道のため、県水お客様センター ☎0570・001245 へ連絡してください。

※くわしくは水道部業務課 ☎22・0269、下水道課 ☎20・1553 へ。

水道料金の納付

口座振替が便利です

水道料金の支払いは、便利で確実な口座振替をお勧めします。利用する場合は、次のいずれかの方法で手続きしてください。

○水道料金徴収事務委託先のヴェオリア・ジエネット(株) ☎22・8880 へ連絡し、送付される口座振替依頼書に必要な事項を

書いて返信用封筒で送付

○通帳、金融機関の届け出印、お客さま番号が分かる水道料金の領収書などを持って市内の金融機関または郵便局へ

※くわしくは水道部業務課 ☎22・0269 へ。

転入・転出・転居届

手続きを忘れずに

住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出に来た人の本人確認のため、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード(住基カード)などを持ってきてください。

外国人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。

日曜日も受け付けています

市民課では、毎週日曜日も各種

届け出を受け付けています。受け付けできる届け出の種類は問い合わせてください。

※くわしくは市民課 ☎20・1525 へ。

	届け出期間	必要な物
転入届	市外から移り、住み始めた日から14日以内	前住所地の市区町村が発行した転出証明書(マイナンバーカードや住基カードで転出の届け出をした人は不要)、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード(持っている人)、年金手帳(加入している人)
転出届	市外へ移り、住み始める日のおおむね14日前から	子ども医療費助成受給券(持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証(いずれも加入している人)
転居届	市内で住所を移し、住み始めた日から14日以内	マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード・子ども医療費助成受給券(いずれも持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証・年金手帳(いずれも加入している人)